MAVIS Price スコープ 利用規約

本規約は、一般社団法人日本病院会（以下「甲」という。）が提供する「MAVIS Price スコープ」（以下「本システム」という。）の利用条件を定めるものとし、甲と、本システムを利用する日本病院会の正会員（以下「乙」という。）との間に適用される。

本システムの運営、保守、データ登録その他の業務の全部または一部は、甲が委託する株式会社 MAVISONE 及び株式会社エム・アール・ピー、その他の委託先（以下総称して「運営事業者」という。）が行うことがある。甲は、運営事業者に本システムの運営等を委託することができるものとする。

（用語の定義）

第１条　本規約において使用される用語の定義は次のとおりとする。

１　「乙提供データ」とは、乙が甲または運営事業者に提供する、乙の商品購入に関する情報その他乙が保有または管理する情報をいう。乙提供データには、メーカー名、商品名、規格、償還価格、償還分類名、薬価、包装薬価金額、購入価格、購入実績数量、購入先その他の情報を含む。

２　「甲提供データ」とは、甲または運営事業者が作成、保有または管理し、本システムを通じて乙に提供する情報をいう。甲提供データには、商品マスタ、他施設購入価格情報、統計情報その他の情報を含む。

３　「商品マスタ」とは、甲提供データのうち、医療材料、医薬品及び検査試薬に関するメーカー名、商品名、規格、償還価格、償還分類名、薬価、包装薬価金額その他の商品情報をいう。

４　「生成データ」とは、乙提供データ、甲提供データその他の情報を、本システム上で集計、統計処理、分析、加工または組み合わせることにより生成された情報をいう。ただし、乙提供データ、甲提供データまたは商品マスタを、その内容を変更せずにそのまま表示、出力または提供したものは、生成データに含まれないものとする。

５　「本目的」とは、本システムを利用して、乙における医療材料、医薬品、検査試薬その他の商品に関する購入価格、購入実績その他の情報を確認、比較、分析し、乙の購買業務、経営管理またはこれらに付随する業務に活用することをいう。

（各種データの登録）

第２条　乙が提供する各種データを、甲または運営事業者が本システムに登録する業務に関する取扱いは、次の各号のとおりとする。

（１）乙は、本システムの利用開始時に、乙が登録を希望する対象データについて、可能な限り全量に JAN（(Japanese Article Number）コードとは、「どの事業者の、どの商品か」を特定するための国際標準の商品識別番号）その他甲または運営事業者が指定する識別情

報を付して提供するものとする。

（2）乙が提供する JAN コードその他の識別情報に誤り、重複、欠落その他の不備があり、商品を特定できない場合、甲または運営事業者は、合理的な範囲で、甲または運営事業者が保有するマスタコードその他の識別情報を用いて登録することができる。

（3）前号の場合において、商品を合理的に特定できないと甲または運営事業者が判断したときは、甲または運営事業者は、当該データを登録しない、または登録を保留することができる。

（4）商品情報、JAN コードその他の識別情報に変更が生じた場合、乙は、変更後の情報を速やかに甲または運営事業者に提供するものとする。乙から変更後の情報が提供されない場合、甲または運営事業者は、当該変更を反映する義務を負わないものとする。

（5）利用開始後、乙は、登録対象となる購入実績データを、原則として上期及び下期の年2回、甲または運営事業者に提供するものとする。甲または運営事業者は、当該データを受領した後、本システムのデータを更新するものとする。ただし、データの内容、形式、識別可能性その他の事情により、更新に相当の期間を要する場合がある。

（6）乙は、甲または運営事業者に提供する乙提供データについて、当該データを本規約に基づき甲及び運営事業者が利用するために必要な権限を有していることを表明し、保証する。

（7）乙提供データに第三者の秘密情報、個人情報、個人関連情報、営業秘密その他第三者の権利または利益に関する情報が含まれる場合、乙は、甲及び運営事業者による本規約に基づく取扱いが、法令、契約その他の義務に違反しないことを確認するものとする。

（8）乙は、乙提供データに、特定の取引先、個人またはその他の第三者を直接識別できる情報が含まれる場合、甲または運営事業者が別途認めた場合を除き、当該情報を削除するなど、特定の取引先、個人またはその他の第三者を直接識別できない状態にした上で提供するものとする。

2　乙提供データに関して、第三者から権利侵害、秘密保持義務違反その他の請求がなされた場合、乙は、速やかにその内容を甲及び運営事業者に通知し、自己の責任と費用において対応するものとする。ただし、当該請求が甲または運営事業者の本規約違反に起因する場合は、この限りでない。

（商品マスタ及び登録データの閲覧）
第３条　乙は、本システムを通じて、甲提供データ及び生成データを、本目的の範囲内で閲覧、取得および利用する権利を付与する。

２　甲または運営事業者は、乙提供データ、商品マスタ、他施設購入価格情報、統計情報その他の甲提供データ及び生成データについて、その正確性、完全性、最新性、有用性または特定の目的への適合性を保証するものではない。

３　乙は、本システムのデータには、欠損、誤差、更新遅延、登録漏れその他の不完全なデータが含まれる可能性があることをあらかじめ了承するものとする。

４　乙は、本システムのデータを利用する場合、自己の責任においてその内容を確認し、最終的な意思決定を行うものとする。甲及び運営事業者は、本システムのデータの利用または利用不能により乙または第三者に生じた損害について、第12条に定める場合を除き、責任を負わないものとする。ただし、甲または運営事業者の故意または重過失により生じた損害については、この限りでない。

（データに関する権利）
第４条　乙提供データに関する所有権、著作権その他の権利は、乙または正当な権利者に帰属する。乙提供データに第三者の権利または秘密情報が含まれる場合、乙は、甲及び運営事業者が本規約に基づき乙提供データを利用するために必要な権限を有していることを保証する。
２　他施設購入価格情報、その他の商品マスタ以外の甲提供データに関する権利及び利用権限は、甲または正当な権利者に帰属する。

３　商品マスタに関する著作権、データベースの著作権その他の知的財産権及び利用権限は、甲または正当な権利者に帰属する。商品マスタが第三者から提供された情報を含む場合、当該情報については、甲または正当な権利者が有する権利及び利用許諾の範囲に従うものとする。

４　生成データに関する利用権限ならびに生成データについて成立する著作権、データベースの著作権その他の知的財産権は、株式会社MAVISONEまたはその他の正当な権利者に帰属するものとする。ただし、乙提供データ、第三者から提供を受けた情報その他第三者に帰属する権利については、この限りでない。

５　甲は、本システムの運営および乙への本システムの提供に必要な範囲で、生成データを無償かつ非独占的に、利用、複製、表示、提供、送信および加工することができるものとする。

（本システムの利用条件及び運営）
第５条　甲及び運営事業者は、乙提供データを、乙または特定の取引先、個人その他の第三者を直接識別することができないように統計処理その他の適切な方法により加工した上で、本システムの運営、保守、データ登録、集計、統計処理、分析、生成データの作成、品質改善その他本システムの提供に必要な範囲で利用することができる。

２　甲及び運営事業者は、前項の加工後の情報を、乙または特定の取引先、個人その他の第三者を直接識別できない範囲で、本システムの運営、品質改善、統計分析、サービス改善その他本システムの提供に必要な範囲で第三者に提供することができる。ただし、当該情報の取扱いについて法令上の規制が適用される場合には、当該法令に従うものとする。

３　乙は、本システムを通じて取得した甲提供データ、商品マスタ及び生成データを、本目的の範囲内でのみ利用するものとし、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に開示、提供、譲渡、販売、公開または本目的以外に利用してはならない。ただし、乙の役員、従業員または乙が業務を委託する第三者に対し、本目的の達成に必要な範囲で開示する場合であって、当該者に本条及び第８条と同等以上の義務を負わせる場合は、この限りでない。

４　本システムは、乙の管理する施設または事業所において、乙があらかじめ甲または運営事業者に届け出た端末に限り使用するものとする。

５　乙は、ログイン ID 及びパスワードを適切に管理し、第三者に使用させ、貸与し、譲渡し、または開示してはならない。乙は、ログイン ID またはパスワードの漏えい、紛失、不正使用その他の事故を認識した場合、直ちに甲または運営事業者に通知するものとする。

６　甲または運営事業者は、システム、電気通信設備、通信回線その他の設備の故障、点検、保守、工事、セキュリティ上の対応、天災地変その他やむを得ない事由により、乙に事前に通知することなく、本システムの全部または一部の提供を一時的に中断または停止することができる。

７　甲または運営事業者は、前項に基づく中断または停止を行う場合、可能な限り、事後速やかにその旨及び再開見込みを乙に通知するものとする。

（利用料金及び支払方法）
第６条　乙が甲に支払う本システムの利用料金は、年間 60,000 円とし、別途消費税及び地方消費税を加算する。支払方法は、原則として年間一括払いとする。

２　年度途中で本システムの利用を開始する場合、乙は、利用開始月から当該年度末である 3 月 31 日までの月額利用料金 5,000 円に月数を乗じた額及び消費税を一括して支払うものとする。
３　乙は、前二項に基づき算定された利用料金を、本システム利用開始月の前月 25 日までに、甲が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。ただし、甲が別途支払期日を指定した場合は、その指定に従うものとする。

４　振込手数料その他支払いに要する費用は、乙の負担とする。

（利用期間及び更新）
第７条　本規約に基づく本システムの利用期間は、原則として年度単位とする。

２　年度途中で本システムの利用を開始する場合、利用期間は、利用開始月から当該年度末である 3 月 31 日までとする。

３　乙が利用期間満了日である 3 月 31 日をもって本システムの利用を終了する場合、乙は、同年 2 月末日までに、甲に対して書面または甲が指定する電磁的方法により、利用終了の意思を通知するものとする。

４　乙から前項に定める期限までに利用終了の意思表示がない場合、本規約に基づく本システムの利用は、翌年度も日本病院会の正会員であることなどの同一条件下で翌年度も継続するものとし、以後も同様とする。

５　乙が日本病院会の会員資格を年度途中で喪失した場合であっても、当該年度の利用期間については変更しないものとし、乙は当該年度の末日（3 月 31 日）まで本システムを利用することができるものとする。

（秘密保持及び情報管理）
第８条　乙及び甲は、本システムの利用または運営に関連して相手方から開示または提供を受けた技術上、営業上、業務上その他一切の非公知情報及び各種データ（以下「秘密情報」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏えいしてはならない。

２　秘密情報には、乙提供データ、甲提供データ、商品マスタ、生成データ、ログイン情報、本システムの仕様その他本システムの利用を通じて知り得た情報を含むものとする。

３　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示または提供を受けた時点で、既に公知であった情報
(2) 開示または提供を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
(3) 開示または提供を受ける前から、適法に保有していた情報
(4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
(5) 秘密情報を利用することなく独自に開発または取得した情報

４　乙及び甲は、本システムの利用または運営に必要な範囲で、自己の役員、従業員、業務委託先、弁護士、公認会計士その他の専門家に対して秘密情報を開示することができる。この場合、秘密情報を開示した当事者は、開示先に対し、本条と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

５　法令、裁判所、行政機関またはその他の公的機関の命令または要請に基づき秘密情報を開示する必要がある場合、開示を受ける当事者は、法令上許される範囲で、事前に相手方に通知するものとする。

６　乙または甲は、秘密情報の漏えい、紛失、盗難、不正アクセスその他の事故またはそのおそれを認識した場合、速やかに相手方に通知し、被害の拡大防止及び原因究明のために必要な対応を行うものとする。

７　本条の義務は、本規約に基づく乙の本システムの利用が終了した後も 5 年間存続するものとする。ただし、生成データ、営業秘密、個人情報その他性質上秘密性が継続する情報については、当該情報が公知となるまで、または法令上必要な期間、存続するものとする。

（利用期間中の利用終了）
第９条　乙は、利用期間中、甲の書面による承諾を得た場合、第 10 条に基づく利用停止またはその他本規約に定める場合を除き、本システムの利用を終了することができないものとする。

２　前項にかかわらず、乙が本システムの利用終了を希望し、甲がこれを承諾した場合、乙は、甲に対し、利用期間の残存期間に対応する利用料金相当額を支払うことにより、利用期

間中であっても本システムの利用を終了することができる。

３　甲の責めに帰すべき事由により、本システムの提供が長期間にわたり不能となった場合、乙及び甲は、利用料金の取扱い及び本システムの利用終了について協議するものとする。

（利用停止等）
第１０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、乙による本システムの利用を停止し、または本規約に基づく乙の利用を終了させることができる。
（1）本規約に重大な違反をし、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正されないとき
（2）第５条に定める本システムの利用条件に重大な違反をしたとき
（3）第８条に定める秘密保持義務に違反したとき
（4）利用料金の支払いを遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず支払わないとき
（5）支払停止、支払不能または手形交換所における取引停止処分を受けたとき
（6）仮差押え、仮処分、差押え、強制執行または租税滞納処分の申立てを受けたとき
（7）破産手続、民事再生手続、会社更生手続または特別清算の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
（8）解散、清算または事業の全部もしくは重要な一部の廃止を決議したとき
（9）その他、乙に本システムを利用させることが不適当と認められる重大な事由が生じたとき

２　前項各号のうち、違反または不履行の性質上、是正が不可能である場合、または直ちに本システムの利用を停止する必要がある場合には、催告を要しないものとする。

３　本規約に基づく乙の利用が終了した場合、甲及び乙は、相手方から提供を受けた秘密情報を返還、消去または廃棄するものとする。ただし、法令上の保存義務がある情報、バックアップその他技術上直ちに消去できない情報については、当該情報を本規約終了後も本規約に従って管理し、通常の保存期間の経過後に消去または廃棄するものとする。

４　本規約に基づく乙の利用が終了した場合、乙は、甲提供データ、商品マスタ及び生成データの利用を直ちに停止し、乙が保有するこれらのデータを消去または廃棄するものとする。ただし、法令上の保存義務がある場合は、この限りでない。

５　甲または運営事業者は、本規約に基づく乙の利用が終了した後も乙または特定の取引

先、個人その他の第三者を直接識別できないよう加工された情報を、本システムの運営、品質改善、統計分析その他本システムの提供に必要な範囲で利用することができる。ただし、乙または特定の取引先、個人その他の第三者を直接識別できる状態で利用してはならない。

（反社会的勢力の排除）
第１１条　甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
(1) 暴力団
(2) 暴力団員
(3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
(4) 暴力団準構成員
(5) 暴力団関係企業
(6) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者
(7) その他前各号に準ずる反社会的勢力

２　甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己が次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し、保証する。
(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する関係
(4) 役員または経営に実質的に関与する者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
(5) その他前各号に準ずる関係

３　甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の行為を行わないことを表明し、保証する。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

４　甲は、乙が本条に違反した場合、何らの催告を要することなく、乙による本システムの利用を停止し、または本規約に基づく乙の利用を終了させることができる。

５　前項に基づき本規約に基づく利用を終了させられた者は、相手方に対して、当該利用の

終了を理由とする損害賠償を請求することができないものとする。ただし、利用を終了させた者に損害が生じた場合、違反当事者に対してその損害の賠償を請求することができる。

（損害賠償）
第１２条　甲または乙が本規約に違反し、相手方に損害を与えた場合、違反当事者は、相手方に生じた通常かつ直接の損害を賠償する責任を負うものとする。
２　前項にかかわらず、次の各号に該当する場合、違反当事者は、相手方に生じた損害、損失、費用及び合理的な弁護士費用を賠償する責任を負うものとする。
（1）故意または重過失による場合
（2）第 5 条に違反して本システムのデータを第三者に開示、提供または目的外利用した場合
（3）第 8 条に違反して秘密情報を漏えいまたは目的外利用した場合
（4）第 11 条に違反した場合
（5）第三者の権利侵害または個人情報等の漏えいに関し、違反当事者の責めに帰すべき事由がある場合

３　乙は、乙提供データの内容、正確性、完全性、適法性または第三者の権利を侵害しないことについて、甲及び運営事業者に対して、必要な範囲で確認し、適法に提供するものとする。ただし、甲または運営事業者が乙提供データを本規約に違反して利用した場合は、この限りでない。

４　甲及び運営事業者は、本システムのデータについて、その正確性、完全性、最新性、有用性または特定の目的への適合性を保証しない。

５　甲及び運営事業者は、本システムの利用に関連して乙に生じた逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害または将来の損害について、甲または運営事業者の故意または重過失による場合を除き、責任を負わないものとする。

（管轄の合意）
第１３条　本規約に関して甲と乙との間に訴訟の必要が生じた場合、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）
第１４条　本規約に定めのない事項及び本規約の解釈について、甲乙双方協議の上、信義誠実の原則に従い解決を図るものとする。